

こ発第 193 号  
令和 3 年 5 月 12 日

各児童発達支援事業所 管理者 様

福岡市こども未来局こども部こども発達支援課長

「個別サポート加算( ii )」の取扱いについて(依頼)

日頃から、本市障がい児福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

令和 3 年度報酬改定に伴い、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携を行うことへの加算として「個別サポート加算( ii )」が創設されました。

加算の算定要件等については別添の「個別サポート加算( II )の取扱いについて」(厚生労働省事務連絡)に基づき、本加算に関する算定要件や必要な手続きについて、別添のとおりお示します。なお、本取扱いについては、本市の支給決定を受けた児童に対する取扱いになりますので、本市以外の自治体の支給決定を受けている児童に関する取扱いに関しては、支給決定元の自治体にご確認ください。

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号  
福岡市こども未来局 こども部 こども発達支援課 事業所指定・指導係  
担当 (本加算に関する内容) 坂田、長谷川、立花  
(請求に関する内容) 北川  
(TEL)092-711-4178 (FAX)092-733-5534  
事業者指定専用アドレス: syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

## 1 加算の算定要件等

別紙「個別サポート加算(Ⅱ)の取扱いについて」(厚生労働省事務連絡)に準ずる。

## 2 1の算定要件を満たしたうえで、必要な手続き

別紙「個別サポート加算(ii)対象児リスト」について以下の①～③のいずれに該当する場合に、対象児童について初めて個別サポート(ii)の算定を行う請求日までに提出が必要。

※1 <個別サポート加算(ii)算定開始日>

当該加算の趣旨を踏まえた手厚い支援の内容について個別支援計画に記載し、保護者からの同意を得た日

※2 <個別サポート加算(ii)対象児リスト提出期限>

個別サポート加算(ii)算定開始日が属する月の翌月 10 日

①個別サポート加算(ii)を新規で算定する場合

②個別サポート加算(ii)の算定対象となる児童を追加する場合

③個別サポート加算(ii)の算定を行っていた児童について、契約終了や当該加算の趣旨を踏まえた手厚い支援が不要となったことを理由に算定を終了する場合

なお、②、③の場合、既に届出を提出している児童を含め、全ての個別サポート加算(ii)対象児童について、記入すること。その際、申請種別については、初めて届出をする児童については「新規」、2回目以降の届出をする児童については「継続」、算定を終了する児童については「終了」を選択すること。申請種別「終了」を選択した児童については、次回以降の届出について記載は不要。

**「新規」の児童については当該加算の趣旨を踏まえた手厚い支援の内容について個別支援計画に記載し、保護者からの同意を得て、その写しを添付すること。**

「連携先機関等」が「医師」の児童については、医師による保護者等への支援の必要性について、記載した文書を別途添付すること。なお、医師の文書作成に伴う費用が生じる場合、その費用は事業所が負担するものとする。

※令和 3 年 4 月以前もしくは、令和 3 年 4 月中に当該加算の算定要件を満たす児童について、既に令和 3 年 4 月サービス提供分として、個別サポート加算(ii)の算定を行い、請求していた場合は、**令和 3 年 6 月 10 日まで**に①『個別サポート加算(ii)対象児リスト』及び②『当該加算の趣旨を踏まえた手厚い支援の内容について記載し、保護者からの同意を得た個別支援計画』を提出してください。

### 3 保護者への同意について

厚生労働省通知においても記載のあるとおり、本加算の趣旨や事業所が行う手厚い支援について、保護者が事前に承諾することを加算の要件として求められていますが、保護者との信頼関係が築けていない場合に加算の算定に係る同意を求めることは、保護者との信頼関係を損ねるのみならず、要支援児童等の養育上も好ましくない影響が生じる恐れがあることから、行わないように注意されてください。但し、加算を算定しないことと、要支援児童等の通報・情報提供は異なる点に留意されてください。

### 4 児童養護施設に入所している措置児童が、児童福祉法第21条の6による「やむを得ない措置」により、児童発達支援等を利用する場合

本加算は、児童相談所等の連携先機関等と連携しつつ手厚い支援を行うことを評価するものであり、児童養護施設等に措置入所している障害児や里親に委託されている障がい児についても、児童相談所等と連携をして、心理的に不安定な児童へのケア等を行う必要があることから、算定の対象となります。この場合、保護者への同意は、児童養護施設等の施設長又は里親に対して行うものとし、実親への説明は不要であることに留意されてください。

当該児童については、障がい児通所受給者証の交付は行われず、本市児童相談所から児童の措置に関する決定通知が事業所宛に送付されます。令和3年4月1日以降に児童相談所において措置を実施している児童について、令和3年4月サービス提供分から個別サポート加算(ii)の算定を行う場合は、令和3年6月10日までに①『個別サポート加算(ii)対象児リスト』及び②『当該加算の趣旨を踏まえた手厚い支援の内容について記載し、児童養護施設等の施設長又は里親からの同意を得た個別支援計画』を提出してください。

また、既に令和3年4月サービス提供分の措置費の請求を行っている場合は、令和3年5月サービス提供分の措置費に【既に請求済の令和3年4月サービス提供分の措置費から令和3年4月サービス提供分に個別サポート加算(ii)を算定した場合の措置費の差額】を上乗せしたうえで、ご請求ください。

なお、その際は、下記の様式を添付してください。

- ① 令和3年4月サービス提供分に個別サポート加算(ii)を算定した場合の障がい児措置費明細書
- ② 障がい児措置費差額内訳

以上